

労働基準広報 2016 No.1906 11/11

CONTENTS

特集 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度 — 6
 ～初回ストレスチェックの実施期限は11月30日～

ストレスチェック制度実施前には 実施体制整備や社内規程作成が必要

平成27年12月1日、年に1回の労働者に対する心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施や、その結果に基づく面接指導の実施などを事業主に義務づけるストレスチェック制度が施行された。同制度の対象となる常時50人以上の労働者を雇用する事業主は、初回のストレスチェックを平成28年11月30日までに行わなければならない。制度の実施前には、衛生委員会などにおいて調査審議を行うことが必要とされており、また、その結果に基づきストレスチェック制度の実施に関する社内規程を定める必要があるとされている。

(編集部)

●レポート／平成28年度「障害者雇用
 優良事業所等全国表彰式」—— 20

職場改善好事例の厚生労働大臣賞は
 シダックスオフィスパートナーが受賞

(編集部)

●労働判例解説／国・行橋労基署長事件 — 21

歓送迎会から会社に戻る途中の交通事故死
 事業活動に密接に関連した歓送迎会であり
 運転も会社から要請されたもので業務上

(平成28年7月8日・最高裁第二小法廷判決)

(弁護士・新弘江〔あだん法律事務所〕)

●解釈例規物語⁸⁵ —— 34

第37条関係 割増賃金の意味

割増賃金とは1.25か、0.25か

(中川恒彦)

●NEWS —— 1

(「働き方改革実現会議」が発足し議論開始) 残業の上限規制も視野に年度内に計画策定／(28年版労働経済白書まとまる) 高齢者の柔軟な働き方が可能な環境の整備が必要／(27年度・未払賃金立替払の状況) 立替払額は前年度と比べ19.3%減の約95億円／ほか

●トピック／第1回「家政士検定」
 を11月に実施 —— 18

利用者に明確な指標・安心・信頼を提供
 11月26日、27日に全国10都市で実施

(編集部)

●連載 労働スクランブル⁸⁶ (労働評論家・飯田康夫) — 42 ●労務資料 民間人材ビジネス実態把握調査結果③〈労働者調査〉 — 44 ●わたしの監督雑感 鹿児島・加治木労働基準監督署長 榎園和彦 — 54 ●労務相談室だより — 56

労務相談室

回答者

社会保険 [管理職に昇格し時間外手当不支給に]	社会保険料の改定は	48	特定社労士・丸島和恵
労働基準法 [日・週により所定時間異なる日給者]	割賃の時間単価は	50	弁護士・平井彩
派遣法 [派遣労働者が会社駐車場の利用希望]	応じる義務あるか	52	弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内